

【業務に従事する場所について】

大項目	小項目	規定等	詳細
1 病院		医療法第1条の5第1項に規定	20床以上
2 診療所	1 有床	医療法第1条の5第2項に規定 (「8事業所」内の診療所を除く)	入院施設を有する(1～19床)
	2 無床		入院施設を有しない
3 助産所	(1)分娩の取扱いあり	医療法第2条に規定	分娩の依頼に応ずる体制がある
	(2)分娩の取扱いなし		分娩の依頼に応ずる体制がない
	1 開設者		「3出張のみによる者」に該当するものを除く
	2 従事者		「1開設者」、「3出張のみ」に該当しない者
4 訪問看護ステーション	1 管理者	介護保険法、健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、訪問看護事業を行う事業所(ただし、病院・診療所を除く)	訪問看護ステーションに置かれる管理者
	2 従事者		「1管理者」以外の者
	3 出張のみによる者		出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者
5 介護保険施設等	1 介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定	
	2 介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定	
	3 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護保険法第8条第27項に規定	入所定員30人以上
	4 居宅サービス事業所	介護保険法第8条第1項に規定(ただし、訪問看護事業を除く)	「居宅サービス事業」とは訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(=デイサービス)、通所リハビリテーション(=デイケア)、短期入所生活介護(=ショートステイ)、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
	5 居宅介護支援事業所	介護保険法第8条第24項に規定	
	6 その他	介護保険法に規定される施設等で1～5以外のもの	地域包括支援センターは、市町村直営のものを除き、「6その他」に該当。
6 社会福祉施設	1 老人福祉施設	老人福祉法に規定する「老人福祉施設」(ただし、「1病院」から「5介護保険施設等」に該当するものを除く)	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、老人福祉センター、老人介護支援センター
	2 児童福祉施設	児童福祉法に規定(ただし、「1病院」から「5介護保険施設等」に該当するものを除く)	助産施設、乳児院、母子生活支援施設(旧母子寮)、保育所、児童厚生施設(児童遊園、児童館)、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設(旧救護院)、児童家庭支援センター、児童相談所
	3 その他	6-1、6-2以外の社会福祉施設	社会福祉法、生活保護法、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法などに規定される施設(例)救護施設、更正施設、授産施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、就労継続移行支援事業所、生活介護事業所、共同生活介護事業所、共同生活援助事業所、就労移行支援事業所 など
7 保健所、都道府県又は市町村	1 保健所	県保健所、市保健所	
	2 都道府県	都道府県の職員であって保健所以外の場所	
	3 市町村	市町村の職員であって保健所以外の場所	直営の地域包括支援センターは、市町村で回答する。
8 事業所		1～7及び9に該当しない事業所(会社、工場その他の事業所)	事業所内に設置された診療所は「事業所」に該当。
9 看護師等学校養成所又は研究機関		文部科学大臣の指定した保健師、助産師、看護師若しくは准看護師学校、又は都道府県知事の指定した保健師、助産師、看護師若しくは准看護師養成所	看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している場合も該当。
10 その他		1～9に該当しない場所	

訪問看護は、「4訪問看護ステーション」に該当

定員30人以上の特養は、「5-3指定介護老人福祉施設」に該当

定員29人以下の特養は、「5-6その他」に該当